

令和3年度 学校経営計画及び学校評価

1 めざす学校像

人格の完成をめざし、個性豊かな人間を育む

- 1 生徒の夢が実現できる学校（生徒の希望する進路が実現できる学校づくり）
- 2 地域とともに歩む学校（地域から愛され信頼される学校づくり）
- 3 教職員の取組みが結実する学校（教職員が課題の共有化を図り、一丸となり課題解決に取り組むことで生徒が変容し、教職員が達成感・充実感を味わえる学校づくり）

2 中期的目標

1 確かな学力の育成と進路指導の充実

(1) GIGAスクール構想を踏まえた学習と新学習指導要領への確かな取組み

- ア 令和3年度よりすべての生徒にタブレット端末が配付されることから、新学習指導要領にそった主体的・対話的で深い学びの実践を行うため、授業内でタブレット端末を活用した個別学習及び協働学習を促進させる授業を段階的に増やしていく。とりわけ、令和3年度には環境整備を充実させ、令和5年度には授業の50%でタブレット端末が活用されているようにする。
- イ ICT（画像・動画等の視覚的な教材の活用及びWeb会議システムの通信媒体）を活用した授業実践を行うことを目標に、段階的に校内研修（任意の研修を含む）等を実施する。令和3年度にはICTを十分に活用できる環境整備を進め、令和4年度以降は、年に2回程度のICTに関わる研修等を行うことで、教職員のスキルアップを図る。このことで、令和5年度には、全ての教科・科目で計画的にICTを活用した授業を実施できるようにする。
- ウ SDGs（持続可能な開発目標）に対する共通理解を深めるとともに、このことを踏まえながら各教科・科目における深い学びへと繋げていく。令和3年度にはSDGsについて正しい理解をすることから着手する。令和4年度以降は、各教科のSDGsの考え方を取り入れた授業を行うとともに、オンライン授業等の併用を進め、教科横断的に全ての教科・科目で共通認識・連携しながら授業が展開できるようにする。

(2) 保育専門コースの更なる充実

- ア 実習保育を実施するにあたって、令和2年度まで協力頂いた大学と協議を行い、多様な高大連携の方法を模索する。また、オンライン連携を実施するにあたっては、講義や交流のテーマ、内容について精選し、3年間かけて系統的に実施できる内容となるように、高大接続への意識を高めていく機会とする。実施にあたっては、双方の意思疎通が十分に図れるよう、必要な通信機器の充実を図りながら推進する。とりわけ、令和3年度には試験的にオンライン連携できる大学との間で実施を複数回行い、令和4～5年度にかけて、1年間を見通した「講義」「実習」等を系統的立てて実施できるようにする。

※オンライン講座受講生徒のアンケートにおいて「たいへんよかった」「よかった」という割合を90%以上とする。

- イ 専門科目における学びの振り返りを確実にし、授業内容の精選と見直しを恒常的に行う。また、令和2年度より実施しているTTによる授業を推進し、一人ひとり丁寧な指導ができるようにする。このことで、野外学習内容の精選を令和3年度より図り、令和5年度には1/3以上の実習割合を維持しながら、より幼児・児童目線に立てる授業内容として系統立てられるようにする。

※授業アンケートにおける「知識・技能」「興味・関心」の満足度85%以上を維持する。

（知識・技能）H30：第1回82.9%・第2回82%、R1：第1回85.5%・第2回85.1%、R2：第1回84.7%・第2回84.8%

（興味・関心）H30：第1回81.9%・第2回81%、R1：第1回84.5%・第2回85.1%、R2：第1回84.5%・第2回89.4%

- ウ 各専門科目においては、令和3年度には保育の5領域を意識した学習内容（シラバス）を精選・確立し、令和4年度の新学習指導要領の開始を見据えた授業をすすめる。先行して観点別評価を実施するなかで、定期的に教科横断的な授業実践のみならず、評価の観点と具体的な規準を科目担当者間で共有することにより、丁寧な指導と生徒理解を図る。あわせて、令和4年度には、確実に観点別評価を実施し、令和5年度にはその反省を活かしながら、確かな観点で評価できるようにする。

※学期ごとに実施した授業内容と観点別評価の規準について、科目担当者間で共有する機会を設ける。

(3) 保育専門コース選択者の系統立てた指導体制による進路指導の充実

- ア 保育専門コース選択者が他クラスの人数を著しく下回らない限り、保育専門コースの単独クラスを編成する。理系進学希望者についてもできる限り整った学習環境を確保できるクラス編成を行う。このことで、目標を共有しながら高い意識を持ったクラス運営ができるようにする。

※保育系への進学率を80%以上とする。（H30：65%、R1：75%、R2：54%）

- イ キャリア・パスポートを全学年で確実に実施し、【人間関係形成・社会形成能力】・【自己理解・自己管理能力】・【課題対応能力】・【キャリアプランニング能力】という高校生活で伸ばすべき能力を意識できるよう指導し、希望進路の実現および学校生活と卒業後の人生の充実を図る。

※学校教育自己診断の保護者の回答において「進路や職業などについて適切な指導を行っている」の割合を70%以上とする。

（H30：61.6%、R1：65.6%、R2：67.6%）また、学校幹旋就職での内定率を100%とする。（H30：100%、R1：100%、R2：100%）

- ウ 組織的に放課後講習や個別進路指導の充実を図り、大学進学希望者で、総合型選抜・学校推薦型選抜（公募制）・一般選抜での合格をめざす生徒への進路指導及び学習指導を充実させる。

※総合型選抜・学校推薦型選抜（公募制）・一般選抜での合格をめざす生徒の合格を70%以上とする。（H30：46.7%、R1：100%、R2：83%）

(4) 教員の資質向上と観点別評価の確実な実施

- ア 令和3年度には全校的に観点別評価の試行を行い、令和4年度の完全実施に向けた整備を行う。令和5年度には、令和4年度の試行をうけ、シラバスと連動した観点別評価を全教員で実施する。また、令和4年度より新学習指導要領に則った授業を行うため、それぞれ年に2回の公開授業週間及び校内研修等を実施し、授業の充実を図る。また、進路面では計画的に校内研修を実施し、進路指導に実践的に活用できる研修を行う。その他の分野についても、教職員対象の校内研修を計画的に実施し、幅広い知識、技能の習得をめざし、学校全体として教職員の資質向上をはかる。なお、取扱う内容、テーマについては社会情勢や生徒の実態を考慮しながら実施する。

※全ての分掌における研修実施100%

- イ 令和4年度より始まる新教育課程に向けて教科会及び全体会等で新学習指導要領の理解を進め、スムーズに移行できるようにする。また、そのために令和3年度には新学習指導要領に関する教科内研修を実施し理解推進をはかり、令和4年度の実施に備える。令和4年度には、新教育課程と新学習指導要領を比較し、振り返りを行うことで、シラバス等の見直しを行い、令和5年度には年次進行で修正しながら教育課程を実施できるようにする。

2 生徒指導の充実による豊かな心のはぐくみ

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた指導及び学校体制の確立

- ア 感染症対策として各関係機関との連携を推進し、生徒個々の実態把握を進めた対応を行う。校内における感染症指導と連携して、令和3年度には年に2回生徒のストレスチェックを実施し、新型コロナウイルス感染症への不安を抱える生徒の状況を把握するとともに、令和5年度にかけて不安を抱える生徒へ対応できる体制を構築する。結果については、令和3年度には生徒支援会議における議題として設定のうえ共有し、令和5年度までにはSC面談や健康相談に繋ぎながら、全教職員が情報を共有し、見守れるような校内体制を構築する。特に学習面においては、令和3年度には、学習支援クラウドサービスの通信媒体を活用し、オンライン授業等に生徒全員が参加できる環境整備を行い、令和5年度にはスムーズに運営できるようにする。また、就職試験等におけるWeb会議システムを活用したリモートでの面接にも臨機応変に対応できるよう、個別指導にも力を注ぐ。生徒に対しては、新型コロナウイルス感染症に対する確かな情報を伝え、差別事象が生起しないよう予防に取り組む。式典に関しては、今後新しいウイルスに遭遇することも想定し、基本的な感染対策（「三密を避ける」「換気の徹底」「身体的距離の確保」「マスクの着用」など）を講じられるよう、校内独自のマニュアルとして作成し、今後活用できるようにする。とりわけ、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の振り返りを行い、収束に至った後に、式典運営に係る感染症マニュアルを令和5年度までに完成させる。特に、各機関と連携を図り、マスク着用の徹底・手洗い・うがい・手指消毒や食堂内でのソーシャルディスタンス等、校内における感染症の予防により、今後同様の事象で校内クラスターが発生しないマニュアルとする。

※保護者の学校教育自己診断における「心身の健康について気軽に相談できる」とする割合を5%ずつ上昇させ、令和5年度には65%以上とする。

（H30：52.2%、R1：52.0%、R2：50.8%）

※生徒の学校教育自己診断における「命の大切さや人権について学ぶ機会がある」とする割合を、令和5年度には70%以上を維持する。

（H30：58.8%、R1：70.5%、R2：71.1%）

- イ 自然災害（地震や土砂崩れ）や感染症、その他の危機管理に関わるマニュアルを年次進行で改定していく。また、大阪府マニュアル簡略版を校内で作成し、教職員で共有し、いかなる場合でも連絡ができる体制を構築する。とりわけ、令和3年度には再度緊急連絡体制（メルマガ）の確認を行い、管理職から緊急時には常に情報提供できる体制を作る。また、令和5年度にかけては、HPとも連動し実効的な緊急時マニュアルを策定し共有する。

(2) 服装・頭髪・遅刻指導の継続的な指導の徹底

府立島本高等学校

- ア 納得感のある指導を実施することで、生徒・保護者ともに協力して頭髮に関するきまりを守り、全員頭髮指導なしを実施できるようにする。また、長期休業中の頭髮についても、染色やパーマも含めて休業明けの指導を一貫して実施していく。服装指導は、今後も着こなし指導を充実させ、3か年で違反者を「ゼロ」とする。また、生徒会と情報交換を密に行い、規律ある学校内での生活について、全校集会等において意思決定し、同時に校内掲示物による工夫も行うことで、生徒会から主体的に生活改善を図れるようにする。なお、校則等についても適宜精査をして、納得感があり時代に即した指導となるように見直しを図っていく。
※生徒の学校教育自己診断において「学校生活についての先生の指導には納得できる」とする割合を60%以上とする。(H30:34.6%、R1:41.3%、R2:45.1%)
- イ 遅刻指導を継続的に実施し、生徒生活部・学年・保護者と連携を行いながら丁寧に行うことを心がける。その結果、地域から信頼されるよう更なる減少をめざす。また、登校遅刻及び授業遅刻に分け、登校遅刻については3,000名以下にする。(H30:6,027名、R1:6,006名、R2:3,970名)(令和2年度の数値を起点(年度末6,006名)として、更に強化して実施)授業遅刻に関しても、心の不安を抱えている生徒が多くなってきている状況はあるが、見極めをしっかり行い、安易な途中退室を防止し、規律ある授業を実施することで、3,000名以下を目標とする。(令和2年度の数値を起点として、更に強化する)
(H30:4,707名、R1:4,290名、R2:3,494名)
- ウ 生徒一人ひとりとの対話を重視し、保護者とも連携しながら状況に応じた指導を実施する。成績不振を抱える生徒や不登校傾向の生徒に対してもきめ細やかに対応する。結果として、進路指導面できめ細やかに指導してくれるとする割合について75%とする。(H30:56.7%、R1:56.3%、R2:58.8%)
- (3) 清掃活動の充実と授業規律の確保
- ア 授業開始時の授業規律(遅刻防止及び机上整理)を全教員で徹底することで、授業を受ける環境を整備する。また、教室内の清掃活動を強化することで、教室美化を図り学習したいと思える環境を維持する。校舎内美化を推進し、清掃活動時間を考慮しながら美化意識の向上をはかる。学校教育自己診断における教員アンケート項目の「この学校は清掃が行き届いている」という割合を70%以上に押し上げる。(H30:33.3%、R1:37.3%、R2:40.9%)
- イ 授業中の安易な退室や私語、立ち歩きを防止することで規律ある授業を実施する。また、居眠り等をする生徒に対しても注意するとともに、生徒が主体的に参加しやすい授業を考え、積極的に生徒が意欲を持って授業に取り組めるように工夫する。結果として、授業が楽しく面白いと思えるようにする。
※生徒の学校教育自己診断における「授業がわかりやすく楽しい」とする割合を65%以上とする。(H30:36%、R1:45.6%、R2:45.7%)また、教員の学校教育自己診断における「思考力を重視した問題解決型の授業指導を行っている」とする割合を70%以上とする。(H30:46.3%、R1:49%、R2:52.3%)
- ウ 遅刻など、年間目標と学期目標、月間目標を明確に分けて長期的及び短期的な視野の両面で達成できるような目標を設定し、取組みを評価する。また、目標の到達度を廊下や教室等に明示することで、生徒が自ら取組もうとする意識を向上させるとともに、自己肯定感の向上をはかる。
※登校遅刻数を5,000名以下にする。(H30:6,027名、R1:6,006名、R2:3,970名)
- (4) SNS指導の充実及び組織だった人権教育の推進
- ア スマートフォン普及率向上に伴い、生徒間のSNSによるインターネット上の書き込み等の問題が生起しているため、情報モラルとその活用について指導し、SNSによる誹謗中傷等のトラブルや被害の発生を防止、事象の生起をゼロにする。そのために、教職員研修の実施はもちろん、生徒に対しても定期的に指導する機会を設ける。
- イ 人権意識の更なる向上をはかるため、より一層の人権教育実施を推進する。とりわけ、教職員に向けては人権教育の立場に立った指導が実践できるよう、同和問題、在日外国人問題等、多岐にわたる人権事象を正しく理解する研修を実施し、生徒に向けては障がい者理解、同和問題、多文化共生をはじめとする様々なテーマについて、学ぶ機会を各学期において定期的に設ける。また、近年、生徒間で多くのトラブルを生み生徒指導対象ともなっているSNS、生徒の生命の危機回避に欠くことのできない食物アレルギー、AED、教職員の人権意識向上に向けて同和問題、多文化共生、いじめ対応、授業のより一層の充実に向けた観点別評価と新学習指導要領、教育産業における外部テストの活用法、教員による外部への情報発信に向けた学習会、不祥事防止に向けた情報共有は実施必須項目とする。(令和3年度・・・令和4年度に向けた内容の精選、令和4年度・・・令和5年度の内容を確立しつつ確実に内容を実施)
※教職員に関しては、人権問題を正しく理解し、差別や偏見のない社会をめざす主体的な生き方となる工夫をしているとする割合を75%から80%の水準で維持する。(H30:57.4%、R1:78.4%、R2:79.5%)
また、生徒や保護者に関しては、命の大切さや人権について学ぶ機会があるとする割合を75%から80%の水準で(H30:71.8%、R1:70.5%、R2:71.1%)、人権を尊重する意識を育てようとしている割合を70%以上の水準で維持する。(H30:65.3%、R1:70.0%、R2:73.2%)
- ウ 薬物と感染症に関して確かな知識を身に付けておくことは大変重要なことであり、人生を大きく左右することにも影響を与えてしまう。そのため保健の授業だけでなく、毎年計画的に1回は、全学年で薬物乱用防止と感染症に関する知識を学び、考えさせる機会を作る。
※計画的に実施する。(薬物乱用防止)H30:各学年1回、R1:各学年1回、R2:各学年1回、(感染症)H30:1年1回、R1:1年1回、R2:1年1回)
- 3 地域連携と開かれた学校づくり
- (1) 連携強化による地域連携の更なる推進
- ア 令和5年より段階的な実施が求められている部活動の在り方に関して、総合型地域スポーツクラブとの連携を推進し、スムーズに地域と連携した活動とできるようにする。とりわけ令和3年度には、3つの部活動において、試行的な実施を行い、段階的に連携できる部活動を増やししながら、令和5年度には週休日等における活動を総合型地域スポーツクラブに委ねられるよう、指導者の確保や仕組みづくりを行っていく。
- イ 英語教育の更なる充実をはかるため、オーストラリアの連携校との派遣・受入事業を継続して実施する。また、オンラインでの生徒の交流等を行い、連携を深化させる。とりわけ、令和3年度には試行的にオンラインでの交流を複数回実施し、交流が途切れないようにする。なお、新型コロナウイルスが収束した後に、諸国との往來を確認し、計画的な派遣及び受入れ事業を実施する。とりわけ、令和5年度までに、オンライン交流等を定期的に実施できるようにし、生徒の国際意識の向上を図り、派遣・受入事業につながる取組みとする。
- ウ 近年発生している多くの災害を鑑み、今後の大規模災害の備えとして、生徒の防災意識を高める。また、校内での防災訓練の他に、非常時に地域と連携が取れるよう、地域とともに防災訓練が実施できるようにする。また、関係機関と連携し、防災教育や実働的防災訓練等を地域と協働して実施できるようにし、危機意識の向上をはかる。
※学校教育自己診断における「命の大切さや人権について学ぶ機会がある」について70%以上を維持する。(H30:58.8%、R1:70.5%、R2:71.1%)
- エ 全校集会等において、生徒会発信の取組みや、生徒会から全校生徒に呼びかける機会を多く設け、生徒会が主体的に活動し学校変革の一助となるよう、取組みをさらに深化させる。また、掲示板の有効活用やあいさつ運動、美化活動など、積極的な活動を推進するとともに、生徒会通信等を定期的に発行できるようにし、校内や中学校への配付を通して、活気ある生徒会活動を行う。
※保護者における学校教育自己診断の「生徒会活動が活発である」とする割合を60%以上とする。(H30:30.1%、R1:33%、R2:35.2%)
- (2) 開かれた学校づくりと中高連携の強化
- ア 中高連絡会を継続し、中学校との情報共有をはかる。また、中学校訪問の体制について精査し、適切な訪問を行えるようにする。不登校生徒に関しては、中学校との連携を密にし、状況を共有することで中途退学者の減少を図る。学校説明会については、効率的かつ内容の精査を行い、生徒の様子を理解してもらえるようなものとする。
※年2回の中学校訪問を実施し、同時に学校説明会でもできるだけ生徒参加を促し、活動が見えるようにする。
(中学校訪問H30:3回、R1:3回、R2:2回・生徒参加による学校説明会H30:4/6回、R1:4/6回、R2:2/3回)
- イ PTA主催の講座・研修等を計画的に実施できるようにする。また、保護者に対してできるだけ早く計画を周知できるようにし、PTA活動に参加してもらいやすい環境を整備する。あわせて、HPを有効に活用し、HPもしくはメールマガジンでの情報発信により、興味・関心を抱いてもらえるような創意工夫を行うとともに、分掌間で連携したHP運営ができるようにする。
※学校教育自己診断における「学校は教育情報について提供の努力をしてくれる」とする割合を70%以上とする。(H30:59.1%、R1:60.6%、R2:64.8%)あわせて、「学校ではPTA活動は活発である」とする割合を5%ずつ上昇させ、55%以上とする。(H30:44.7%、R1:45.9%、R2:41.2%)
- ウ 総合的な探究の時間(1年次実施)の『島本探究(事前学習・町内探究・事後学習を行い深く学べるようにする)』において、地域連携の一環として地域人材の登用を進め、地域に根差した展開で実施する。他にも、同和問題や多文化理解においても、意識して地域人材の活用を行い、他者と接する機会をできるだけ多く持てるようにする。
※生徒の学校教育自己診断において、「地域や近隣の学校との交流が多い」とする割合を50%以上とする。(H30:26.5%、R1:30.9%、R2:30.2%)
- エ 学校行事の活性化を図り、より魅力ある学校とするため、生徒が主体となって参加・活動できるよう、必要な支援を行っていく。
※生徒の学校教育自己診断において、「学校行事は楽しく行えるよう工夫されている」とする割合を60%以上にする。(H30:52.4%、R1:58.7%、R2:59.1%)
- 4 学校の組織力向上と安全教育の推進
- (1) ハラスメントを含めた不祥事の防止
- ア 令和2年度の通知を受け、SNSに端を発するハラスメント事象が起きないよう、SNS活用に関する指針を明確に伝え、校内における研修を適切に実施する。同時に、教職員に関する懲戒規程の徹底を行うことで、校内で不祥事が生起しないようにする。特に、個人情報の管理については徹底し、校内における情報セキュリティポリシーの改定を行うこと、及びGIGAスクール構想に伴うタブレット端末等の管理方法についてマニュアル化することで、適切に扱うことができるようにする。とりわけ、令和3年度には情報セキュリティポリシーの改定及び試行的に管理マニュアルを作成する。その後、令和4年～5年度にかけて内容を精査し、適切に管理・運営できるようにする。
- イ 全国的にみて教職員の不祥事が後を絶たないことから、校内における不祥事防止に係る校内研修について職員会議等において、ワークシート集を活用して計画的に実施する。また、人権に関する不祥事に関しては、特に大きな問題として受け止め、大阪府教育センターで実施される人権研修参加者により、研修内容を報告し、校内で共有・実践できるよう計画的に実施する。
※学校教育自己診断における「研修・研究に参加した成果を他の教職員に伝える機会がある」とする割合を70%以上にする。
(H30:61.1%、R1:62.7%、R2:50%)

府立島本高等学校

ウ 働き方改革を踏まえ、月 45 時間以上の超過勤務とならないよう、勤務時間の適正化を図りながら、校内在校時間の適切な把握ができるようにする。また、毎月の状況を目に見える形にし、あわせて分掌内における複数役割を確立して運営することで、負担感をなくしながら業務ができるようにする。なお、教職員数の減少に伴う分掌の在り方について検討を行い、各分掌が有機的かつ効果的に機能を発揮できるような体制とする。とりわけ、令和 3 年には各分掌における役割の見直し等についてスクラップ and ビルドを行い、令和 4 年度には、役割分担の再構築による分掌業務を行ったうえで、振り返りを行い、令和 5 年度には再構築を完了し、実務が滞りなく役割分担に基づいて各分掌が連携しながら行えるようにする。また、各担当者を複数とし、職務の偏りを解消する。
 ※学校教育自己診断における「各分掌や各学年間の連携が円滑に行われ、有機的に機能している」とする割合を 70%以上とする。
 (H30 : 57.4%、R1 : 58.8%、R2 : 61.4%)

(2) 働き方改革のより一層の推進
 ア 生徒の活動を有意義に教育活動の一環として効率よく実施し、かつ生徒の健全育成を目的として、計画的に週 2 回（土日祝 1 回、平日 1 回）のノークラブデーを実施し、適切な休養を取りながら、生徒が活力ある部活動を行えるように学校体制を整える。また、令和 5 年には地域活動と部活動が連動できるような体制を整える。同時に、平日の部活動時間についても整理し、教員の働き方に繋げることで、在校時間の短縮に結び付ける。
 ※月 45 時間以上、年間 360 時間以上となる教員を 0 にする。（管理職を除き）平均 45 時間以上 H30 : 2 名、R1 : 1 名、R2 : 2 名
 イ 部活動年間計画については、引き続き年度当初に提出する。また、月間計画は毎月 1 日までに、結果報告については月末に計画的に各部活動から提出できるよう、提出方法等を工夫していく。また、夏季及び冬季に学校閉庁日を適切に設けることで、メリハリのある活動を心がけられるようにする。

(3) 安全教育の推進
 ア 近年各地で頻発している自然災害等及びいざい生起すると思われる東南海地震を想定し、生徒及び教職員の防災意識の向上をはかる。そのため、校内における避難訓練においては、防災マニュアルを踏まえた内容で実施するとともに、できるだけ実働訓練として実施できるようにする。また、教職員の入れ替わりがあることを踏まえ、毎年教職員用防災マニュアルの改訂を行い、実態に即した内容とする。とりわけ、令和 5 年度には、実働防災訓練として実施できるよう、段階的に避難訓練を見直していく。(H30 : 改定なし、R1:消防訓練の導入、R2:避難訓練の一部変更)
 ※年 1 回の教職員用防災マニュアルの改訂
 イ 食物アレルギー対策として、入学年度より調査活動を実施し、校内で共有するとともに、特に調理実習等を行う教科に確実に伝達できるよう体制を整える。そのために食物アレルギー対応マニュアルを随時改定しながら、校内で共有できる機会（研修等）を毎年設ける。なお、校内で食物アレルギー等のある生徒が判断できるよう、個人情報として適切に扱いながら、決められた場所に共有できるファイルを設置し、アレルギー事故を起こさないようにする。
 ※毎年最低 1 回食物アレルギーに関する研修を実施し、食物アレルギーに関して、ヒヤリハット事故等を起こさない。また、エピペン常用者がいる場合には、教職員に 100%伝達講習を実施する。(H30・R1 : 在籍なし、R2:研修 1 回)
 ウ 熱中症事故防止のため、生徒及び教職員に専門的な立場から指導してもらえる体制を整える。そのため、広く知識豊富な専門家による外部講師を招へいして研修会を行うことで、熱中症、心肺蘇生法に関して全教職員が専門的な知識を身につけられるようにする。
 ※全ての教職員が毎年心肺蘇生法及び熱中症の研修を受講する。(H30:希望者 1 回、R1:希望者 1 回、R2:希望者 1 回)

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

学校教育自己診断の結果と分析 [令和 3 年 月実施分]	学校運営協議会からの意見

3 本年度の取組内容及び自己評価

中期的目標	今年度の重点目標	具体的な取組計画・内容	評価指標[R2 年度値]	自己評価
1 確かな学力の育成と進路指導の充実	<p>(1) G I G A スクール構想を踏まえた学習と新学習指導要領への確かな取組み (新規) ア タブレット端末等の環境整備充実 (新規) イ I C T 環境の整備 (新規) ウ S D G s に関する理解 (新規)</p> <p>(2) 保育専門コースの更なる充実 ア オンライン実習の試行 (新規) イ T T 授業の推進 (継続) ウ 教科横断的な観点別評価の実施と共有 (新規)</p> <p>(3) 系統立てた指導体制による進路指導の充実 (継続) ア クラス編成の充実 (継続)</p>	<p>(1) ア タブレット端末使用規則の整備及び教員用タブレット研修等 (任意) の企画・運営を行う。</p> <p>イ I C T を先進的に使用している学校への視察を積極的に実施し、校内研修により活用事例の共有を図る。 ウ S D G s についての共通理解を深めるための研修等を実施する</p> <p>(2) ア 大学とのオンライン連携による講義や交流を複数回実施し、テーマや内容について振り返りながら、精選、改善していく。また、オンライン連携に必要な通信機器については、双方の意思疎通が十分に図れるよう、機器の拡充を実現する。 イ T T による授業を実施することで、野外学習や実習の割合を維持しながら内容を精選し、より幼児・児童目線に立てる生徒の育成をめざす。また、授業の振り返りを積極的に行い、より丁寧な指導の共有化を図る。ピアノの指導については、1 年次より系統立てた講習を実施する中で、大学生を招へいした形での指導を継続する。</p> <p>ウ 令和 4 年度の学習指導要領の開始を見据えた授業と観点別評価による授業実践を行い、評価の観点と具体的な基準を科目担当者間で共有することで、より丁寧な指導と生徒理解を図る。</p> <p>(3) ア 保育専門コース単独のクラス編成を行う。</p>	<p>(1) ア タブレット端末使用規則を整備し、授業での運用率の向上を図る。[新規]</p> <p>イ 先進校への視察を行い、校内研修による事例共有を行う。[新規] ウ 研修実施時のアンケートで「S D G s について理解した」という割合を 90%以上とする。[新規]</p> <p>(2) ア オンライン講座受講生徒のアンケートにおいて「たいへんよかった」「よかった」という割合を 90%以上とする。[新規]</p> <p>イ 授業アンケートにおける「知識・技能習得」「興味・関心維持」の満足度を 85%以上とする。[知識・技能①84.7%・②84.8%、興味・関心①84.5%・②89.4%] ピアノ講習参加者に対する満足度を 90%以上とする。[100%] ウ 学期末ごとに実施した授業内容と観点別評価の基準について、科目担当者間で共有する機会を設ける。[新規]</p> <p>(3) ア 保育専門コースの単独クラスが編成できるようにコースの魅力を生徒に伝えながら、適切な進路指</p>	

	<p>イ キャリア・パスポートの確実な実施（継続）</p> <p>ウ 進学講習の充実と組織的な運用（継続）</p> <p>（４）教員の資質向上と観点別評価の確実な実施（継続）</p> <p>ア 計画的な校内研修の実施（新規）</p> <p>イ 新教育課程の理解推進（新規）</p>	<p>イ キャリア・パスポートを全学年で確実に実施し、【人間関係形成・社会形成能力】・【自己理解・自己管理能力】・【課題対応能力】・【キャリアプランニング能力】という高校生活で伸ばすべき能力を生徒に丁寧に説明し、日々の学校生活において常に意識できるように指導する。学校生活を充実させることで、希望進路の実現や、卒業後の人生の充実につなげる。希望進路の実現に向け、担任・学年・進路指導部等が協力し、組織的に生徒を支援する。</p> <p>ウ 大学進学希望者で、総合型選抜・学校推薦型選抜（公募制）・一般選抜での合格をめざす生徒に個別進学指導を行う。生徒本人からの申し出だけでなく、保護者からの要望、あるいは担任による勧誘などをきっかけに個別進学指導を開始する。各教科には進路指導部から個別進学指導への協力要請を行い、学校全体として実施する。</p> <p>（４）</p> <p>ア 全教員が観点別評価を試行し、次年度に向けたシミュレーションを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観点別評価に重点を置いた公開授業及び研究協議を通して授業充実を図る。 ・近年、生徒間で多くのトラブルを生み生徒指導対象ともなっているSNS（５月）、生徒の生命の危機回避に欠くことのできない食物アレルギー（７月）、AED（７月）、教職員の人権意識向上に向けた同和問題（11月）、多文化共生（11月）、いじめ対応（７月）、授業のより一層の充実に向けた観点別評価と新学習指導要領（９月）、教育産業における外部テストの活用法（８月）、教員による外部への情報発信に向けた学習会（７月）、不祥事防止に向けた情報共有（都度）は実施必須項目とする。（新規） <p>イ 新カリPT及び授業充実会議が連動した学習会を全教員対象に企画・実施し、教育課程に関する理解を深める。</p>	<p>導を行う。〔2年単独、3年理系と合同クラス〕</p> <p>イ 学校教育自己診断の保護者解答のうち「進路や職業など適切に指導を行っている」の割合を70%以上とする。〔67.6%〕また、学校斡旋就職での内定率を100%とする。〔100%〕</p> <p>ウ 総合型選抜・学校推薦型選抜（公募制）・一般選抜での合格をめざす生徒の合格率を70%以上とする。〔83%〕</p> <p>（４）</p> <p>ア 年間を通して、計画的に校内研修を実施し、様々な人権課題をはじめ多岐にわたる知識・技能の習得をめざし教職員全体が資質向上にむけ取組む。〔新規〕</p> <p>イ 教育課程に関する学習会を企画・実施する。その際、教員の出席率を90%以上とする。〔新規〕</p>	
<p>2 生徒指導の充実による豊かな心のはぐくみ</p>	<p>（１）新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた指導及び学校体制の確立（新規）</p> <p>ア 感染症を踏まえた取組み（新規）</p> <p>イ 災害時における校内体制の確立（新規）</p> <p>（２）服装・頭髪・遅刻指導の継続的な指導の徹底（継続）</p> <p>ア 納得感のある実施（継続）</p> <p>イ 授業規律の充実（継続）</p> <p>ウ 中学校連携による中退防止（新規）</p> <p>（３）清掃活動の充実と授業規律の確保（継続）</p> <p>ア 授業環境整備（継続）</p> <p>イ 規律ある授業</p>	<p>（１）</p> <p>ア 保健室による感染症指導と連携して、年に2回生徒に対しストレスチェックを実施し、新型コロナウイルス感染症への不安を抱える生徒の状況を把握する。さらに結果については生徒支援会議で共有し、SC面談や健康相談につなげることができるよう、校内体制を構築する。学習面においては、全生徒に対して、登録している学習支援クラウドサービスの確認を定期的実施できるよう、計画的な教材配付等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の振り返りと整理 <p>イ 緊急連絡体制の再確認及び教員用緊急事マニュアルの整備を行う。</p> <p>（２）</p> <p>ア 生徒指導に関しては、生徒・保護者の納得感を高める指導を行う。また、指導に関しては、指導に差が出ないように全教員が共通認識を持ってあたることができる体制を作る。</p> <p>イ 遅刻数については、一定落ち着いてはいるものの、懲戒指導になる生徒が後を絶たない。遅刻は自らの問題だけではなく、個別指導を通して来校者や地域との信頼関係にも及んでくること説諭しながら、5,500名以下にできるようにする。また、場合によっては保護者との面談を通して遅刻者数を減少させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中抜けについても、例年1年生で多くなる。中抜けは授業充実と中退防止の観点から厳しく対処し、授業を大切にする指導を行う。 <p>ウ 不登校や継続的な指導が必要な生徒が出た場合には、根気を持って保護者との面談を繰り返し、生徒・保護者の共通理解のもと、高校卒業の重要性を解き、中途退学者の減少をめざす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校や進路変更に関しては、中学校教員への状況説明を行うことで、高校の指導方法の理解を促し、場合によっては中退防止に向け連携して取組んでいく。 ・不登校生徒や欠席の多い生徒には、必ず事前に欠課時数を伝え、出席を促すとともに、保護者にも早めに連絡をして連携する。 <p>（３）</p> <p>ア 授業時には「目的」や「目的」、「本時に行うこと」を生徒の見えるところに示し、集中力を持って授業に臨めるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私語や立ち歩き、授業前に授業準備ができていないなどの事象がないように、授業開始前に授業準備及び挨拶を徹底する。 <p>イ 私語や立ち歩きなど、授業妨害ととれる行為</p>	<p>（１）</p> <p>ア 学校教育自己診断における保護者回答の「生徒の心身の健康について気軽に相談できる」とする割合を55%以上とする。〔50.8%〕</p> <p>イ 校内における全教職員のメルマガ登録〔100%〕</p> <p>（２）</p> <p>ア 生徒指導に対する納得感を生徒60%以上、保護者75%以上とする。〔生徒57.3%・保護者68.6%〕</p> <p>イ 登校遅刻者数を3,500名以下にする〔3,970名〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業中抜け者を4,000以下にする。〔3,490名〕 <p>ウ 不登校生徒を10%減少させる。〔43名〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前の中学校への情報提供を実施する。〔新規〕 <p>（３）</p> <p>ア 生徒の授業が分かりやすく楽しいとする割合を60%以上とする。〔52.3%〕</p> <p>イ 授業における携帯電話</p>	

	<p>実践（継続）</p> <p>ウ 清掃活動の充実（継続）</p> <p>（4）SNS指導の充実及び組織だった人権教育の推進 ア SNS指導の徹底（継続）</p> <p>イ 人権教育の推進（継続）</p> <p>ウ 薬物教育及び性指導の推進（継続）</p>	<p>が認められた場合には、生徒生活部と連携しながら、毅然とした態度で臨む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業中は原則携帯電話を禁止とし、休憩時間との間にメリハリを持たせる。また、授業時に携帯電話等の電子機器を活用する場合には、指導を徹底する。 <p>ウ 授業環境を維持するため、教室の清掃活動を強化し環境整備を徹底する。毎日の清掃を原則として、生徒自らが使用している場所を清掃する習慣を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別清掃区域でも教室と同様、清掃活動を徹底し、来校者も気持ちよく校舎内を歩いてもらえるようにする。あわせて、敷地内においても美化活動を推進する。 <p>（4） ア 各学年でSNSの活用に関する指導を講師招へいにより実施する。4月には全校一斉での取組みを行い、更に1年生・2年生は4月、3年生は進路決定に向けて動き始める5月中旬を目途として実施する。（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員研修においてもSNSに関する研修を実施し、生徒と共通認識を持てるようにする。（継続） <p>イ 年度当初には全校において人権に関する指導を実施する。内容については他者理解を主体として行う。（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学年で各学期に最低1度は人権問題に関する内容を取上げ意識の向上をはかる。（継続） ヘイトスピーチなどの在日外国人問題や同和問題についても取上げ、問題点を自ら考える機会を設ける。（継続） 生徒に身につけさせたい、育みたい力を明確にしたうえで外部講師を精選し、全校人権学習を実施する（10月）。（継続） <p>ウ 薬物と性感染症の誤った知識によって、人生を大きく左右されることがある。そのため確かな知識を身に付けておくことは大変重要であり、保健の授業以外で知識を学び考えさせる機会を設ける。</p>	<p>指導数を半減する。[62件]</p> <p>ウ 教員による自己診断項目「清掃が行き届いている」とする割合を60%以上とする。[37.3%]</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒の施設が整備されているとする割合を50%以上、保護者の施設が整備されているとする割合を60%以上とする。[生徒49.1%・保護者57.1%] <p>（4） ア SNSに関する講習を全校及び各学年で必ず実施し、ルールについて学ぶ機会があるとする割合を70%以上で維持する。[72.1%]</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員研修の実施。[1回] <p>イ 職員検診時に実施する。[1回]</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学年で前年並以上に実施する。[1年5回・2年7回・3年5回] アニメ「めぐみ」を活用した指導を3年生で継続的に実施する。[1回・10/29] また、3年生は在日外国人問題について[1回・11/12]、2年生は同和問題について[1回・10/29]講師招へいにより最低1回講義を実施する。 在籍する3年間を見越して継続的に依頼できる講師を決定する。[計画立案完成] <p>ウ 全学年、保健の授業以外で知識を学び、考えさせる機会を最低1回は設ける。[薬物：全学年1回、性感染症：1年1回]</p>	
<p>3 地域連携と開かれた学校づくり</p>	<p>（1）連携強化による地域連携の更なる推進（継続） ア 総合型地域スポーツクラブとの連携推進（継続） イ オンラインによる海外交流の推進（新規） ウ 防災意識の向上（継続）</p> <p>エ 生徒会活動の更なる推進（継続）</p> <p>（2）開かれた学校づくりと中高連携の強化（継続） ア 中学校連携の更なる推進（継続）</p> <p>イ PTA活動の更なる推進（継続）</p>	<p>（1） ア 部活動において、中学生と高校生が効率的に週休日等に活動できる場を、総合型地域スポーツクラブ及び教育委員会と連携しながら設定し、確実に実施する。</p> <p>イ オーストラリアの連携校との連携を深化させるため、オンラインでの交流を実施する。</p> <p>ウ 令和2年度に実施した880万人訓練における地域連携合同訓練を継続して実施する。本校生徒及び教職員による避難時における町内呼びかけ及び本校への避難誘導を合理的に実施する。</p> <p>エ 定期的に行っている全校集会において、生徒会から問題提起し、全校において改善及び交流できる取組みを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 体育祭、文化祭運営を生徒会が中心となって行い、自らが積極的に行事を組み立てていることを自覚させる。 <p>（2） ア 各地区別中高連絡会を継続して、在籍する生徒情報を各中学校に引き続き戻す。また、各地区の連絡会に継続的に参加し情報共有を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 課題等を抱えている生徒に対しては迅速に対応できるように中学校と連携する。また、長欠や進路変更等が起こる可能性があれば事前に中学校と連携し本校の方向性を共有する。 <p>イ 少しでも多くの保護者が活動できるようにPTA主催行事を計画し、適切に実施する。保護者同士が顔を合わせることが出来る環境を作ることでPTA活動を活性化していく。</p> </p>	<p>（1） ア ダンス部を含めた3部活動で実施する。[中学生対象ダンス部活動支援1部活動]</p> <p>イ オンライン交流を試行的に複数回実施する。[新規]</p> <p>ウ 桜井台自治会と合同防災訓練を最低1回は実施する。地域連携を含めて、島本町消防との訓練の在り方を協議し、実際に避難訓練に協議内容を反映して実施する。[自治会連携：1回・消防連携：0回]</p> <p>エ 全校集会での生徒会からの問題提起等の場を設定する。学校教育自己診断における学校行事に関する肯定的な回答を70%以上とする。[生徒59.1%・保護者79.6%]</p> <p>（2） ア 本校で1学期に中高連絡会を確実に実施する。各地区開催の連絡会へ必ず出席する。[本校実施1回・地区参加0回]</p> <p>イ PTA主催行事は、コロナ禍の状況下ではあるが、令和2年度以上の開催を行う。[1回]その際、実行委員メンバー以外の参加者数を10名以上にする。</p>	

	<p>ウ 地域人材の登用における探究授業の推進（継続）</p> <p>エ 学校行事の活性化</p>	<p>ウ 総合的な探究の時間の『島本探究』において、地域連携の一環として地域の人材登用をする。</p> <p>エ 体育祭・文化祭・修学旅行など、生徒が主体となって取組みが進むよう、必要な支援を行う。</p>	<p>[9名]</p> <p>ウ 地域や近隣の学校との交流が多いとする割合を40%以上とする。[30.2%]</p> <p>エ 学校行事が楽しいとする割合を60%以上とする。[59.1%]</p>	
<p>4 学校の組織力向上と安全教育の推進</p>	<p>(1) ハラスメントを含めた不祥事の防止（新規）</p> <p>ア ハラスメント防止と個人情報管理の徹底（新規）</p> <p>イ 不祥事防止研修の充実（新規）</p> <p>ウ 分掌業務における役割見直しの実施（新規）</p> <p>(2) 働き方改革のより一層の推進</p> <p>ア 勤務時間（在校時間）の適切な管理（新規）</p> <p>イ 部活動予定及び結果報告の適切な実施（継続）</p> <p>(3) 安全教育の推進（継続）</p> <p>ア 教職員の防災意識の向上（継続）</p> <p>イ 食物アレルギー事故の防止（継続）</p> <p>ウ 心肺蘇生法及びAED研修の実施（継続）</p>	<p>(1)</p> <p>ア タブレット端末の管理及び無線LANの管理について管理マニュアルを作成するとともに、個人情報の管理に伴い、情報セキュリティポリシーを改定する。</p> <p>イ ワークシート集を活用しながら、定期的に職員会議等において、不祥事防止に向けた研修会を実施する。また、各種人権研修参加者より、研修報告を実施することで、人権等における問題を共有できるようにする。</p> <p>ウ 各分掌の役割について振り返りを行い、再編を行う中で、スクラップ and ビルドを適切に行うことで、業務の再構築を行う。あわせて、分掌内で複数の役割分担を徹底する。</p> <p>(2)</p> <p>ア 各部活動において、今一度ノークラブデーについて認識を深め、生徒及び教員が適切な休養により活気ある部活動を実施する。複数顧問により協力を得ながら、全ての教職員の在校時間が月45時間以内になるようにする。</p> <p>イ 各部活動顧問が月間計画及び月間報告について、確実に把握・確認するために、毎月定期的に計画書及び報告書を提出できるようにシステム化する。</p> <p>(3)</p> <p>ア 教職員用防災マニュアルの再構築及び段階的実働訓練導入に向けた避難訓練内容の見直しを行い、防災意識を高める。</p> <p>イ 4月に食物アレルギー調査を1・2年生の全クラスに実施し、アレルギーについて情報収集を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集したアレルギー情報を全教職員に周知するとともに、特に実習を伴う家庭科へ伝達し、実習における事故を防止する。また、3年生も4月に調査を実施し、修学旅行における事故防止を図る。 ・修学旅行については、業者及び現地の食事について確実に連携し、事前の調整を行い、アレルギー物質を除いた食事提供ができるようにする。 ・食物アレルギー対応マニュアルを適切に改定しながら、全ての教職員が食物アレルギーを含めたアレルギー事案に対応できるようにし、研修を通して徹底する。 ・万が一に備えて、鍵のかかる所定の場所にアレルギーのある生徒が確認できる資料をファイリングして共有できるようにする。 <p>ウ 7月に生徒・教職員対象熱中症講習を行う。また、専門学校より講師を招へいし、少人数での指導が行えるようにする。このことにより、夏季における部活動の熱中症事故をなくす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の未然防止のためWBG T計管理を行うとともに、危険が疑われる際には、教職員が連携して活動を制限できる体制を共有する。万一熱中症と疑われる症状が出た場合には、速やかに対応し、状況によって救急車の要請ができるよう対応フローを徹底する。 	<p>(1)</p> <p>ア 教員端末の取扱いマニュアルの完成と、全教職員がが端末利用することに伴い、個人情報の管理について、共通認識を持ってあたれるようにする。[新規]</p> <p>イ 研修会及び研究会に参加した成果を他の教職員に伝える機会があるとする割合を60%以上とする。[50%]</p> <p>ウ 各分掌や各学年間の連携が円滑に行われ、有機的に機能しているとする割合を65%以上とする。[61.4%]</p> <p>(2)</p> <p>ア 月45時間以上の在校時間となる教職員がでないようにする。[2名]</p> <p>イ 毎月全ての部活動が生徒会担当に月間計画表及び結果表を提出する。[完全実施]</p> <p>(3)</p> <p>ア 教職員の異動に伴う防災マニュアルの作成を早期に実施する。11月実施の避難訓練における訓練内容の一部に実働的な内容を盛り込む。[生徒・脇息員が相互にマニュアル確認]</p> <p>イ 全校を通してヒヤリハット事案も含め、食物アレルギーを起因とする事故を「0」とする。[0名]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月に全学年で100%調査を行う。[長欠者を除き実施] ・修学旅行でのアレルギー事故なし。[修学旅行中止] ・食物アレルギー対応マニュアルを作成し、完成後には研修会を実施する。[1回] ・ファイルの置き場を徹底し、持ち出し禁止の上共有できるようにする。[特別対応] <p>ウ 夏季休業中における熱中症事故なし。[1件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応フローを掲示する。[職員室・体育館に掲示] ・熱中症が出た場合にでも重症化させない。[重傷者なし] ・WBG T計による対応について意思統一を図り、全教職員が意識して特定温度での注意喚起ができる。[適切に実施] 	